

感染対策のための指針

当院は、院内感染から患者さんを守り質の高い医療を提供することと共に、病院で働くすべての職員を職業感染から守ることを目的として、標準予防策の遵守と感染対策の実践にむけて病院全体で取り組んでおります。

・感染対策の基本方針

当院は、院内感染から患者さんを守り質の高い医療を提供することと共に、病院で働くすべての職員を職業感染から守ることを目的として、標準予防策の遵守と感染対策の実践にむけて病院全体で取り組んでおります。

・感染対策委員会の設置と、継続的な活動の実施

院内に医師、看護師、薬剤師、診療部、事務部等、各領域の職員により構成する感染対策委員会を設置し、月に一度開催します。当委員会は、感染対策に関する事項を総合的に検討します。また、感染防止対策チーム（ICT）を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行っております。

・感染症発生時の対応

- ・感染対策委員会は、当該科、部門と協力して速やかに初期対応、発生の原因を特定、改善策を検討して、実施するために全職員へ周知徹底を図ります。
- ・集団院内感染が発生した場合は、その状況及び患者への対応を病院長に報告します。
- ・緊急を要する感染症で深刻な場合は、病院長が中心となり緊急対策を講じます。

・感染症対応マニュアルの整備

院内感染防止対策マニュアルを作成、最新のエビデンスに基づいて改訂し、その周知と遵守の徹底をはかります。

・職員を対象とした感染対策研修の実施

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

・院内感染対策の徹底

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を整備して、病院職員への周知徹底を図る。またこのマニュアルは適時見直しを行います。

